

緊急事態宣言に伴う営業に関して

平素より当クラブをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

政府より滋賀県に9月30日(木)を期限とした緊急事態宣言が延長されました。

県からの要請内容を確認し、当クラブは特措法第45条第2項、第24条第9項に基づく営業時間短縮等の要請対象には該当いたしません。この為、引き続き感染防止対策を徹底して通常営業をいたします。

会員様におかれましては、ご利用の際は今まで同様、ご自身での感染防止対策を講じた上でのご利用を頂きますようにご協力お願いいたします。

今後とも益々のお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

WELLNESS 24